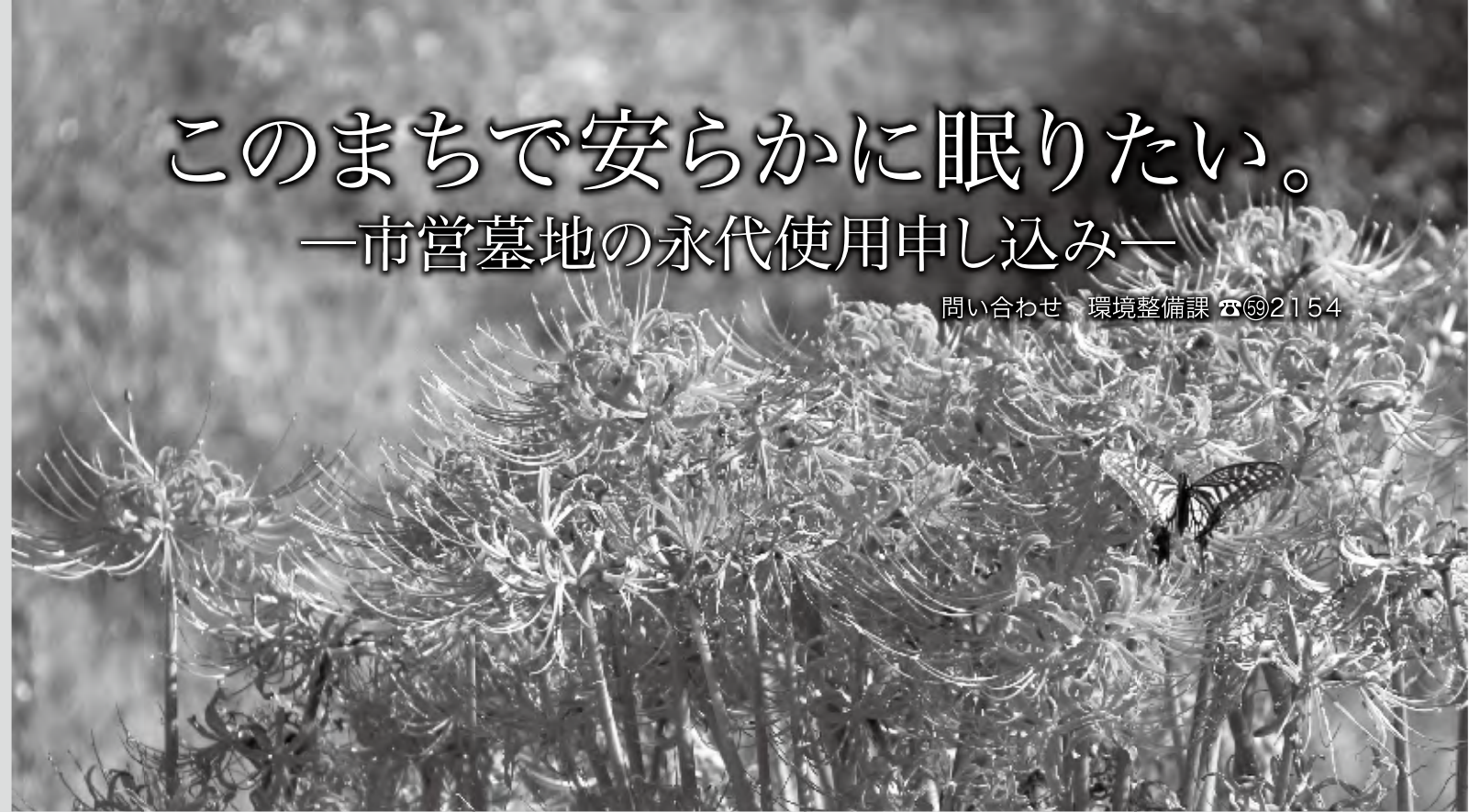


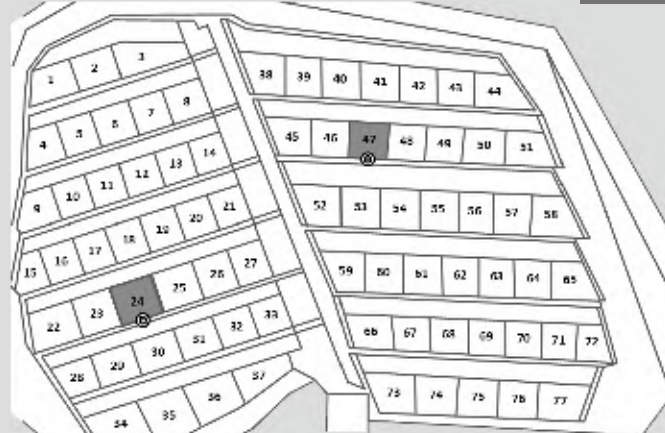
このまちで安らかに眠りたい。 —市営墓地の永代使用申し込み—

問い合わせ 環境整備課 ☎2154



鞍掛墓地

立戸3



※ が募集区画です。(◎は返還された区画です。)

鞍掛墓地 (大竹市立戸三丁目)			
区画番号	公募区画数	面積 (縁石を含む)	永代使用料 (1区画あたり)
24	1	4.5㎡	400,000円
47	1	4.4㎡	400,000円



梅ヶ滝墓地

元町3



※ が募集区画です。(◎は返還された区画です。)

梅ヶ滝墓地 (大竹市元町三丁目)			
区画番号	公募区画数	面積 (縁石を含む)	永代使用料 (1区画あたり)
45・46	2	3.0㎡	272,000円



鞍掛墓地



梅ヶ滝墓地

市営墓地の永代使用について、申し込みを随時受け付けています。

使用申請者の資格

市内に住所または本籍がある方

申し込み方法

次の書類を環境整備課へ提出してください。

①使用許可申請書

申請書は環境整備課にあります。(市ホームページからもダウンロードできます)

印鑑(認印可)を持参すれば、環境整備課窓口で記入、提出することもできます。

②申込者本人の住民票の写し

(本籍の記載があり、発行後3カ月以内のもの)

使用許可の決定

申請書の受理後、永代使用料の納付を確認した後に使用許可を決定(使用許可証を交付)します。

注意事項

○使用を許可するものであり個人の所有にはなりませんので、他人に譲渡や転貸することはできません。

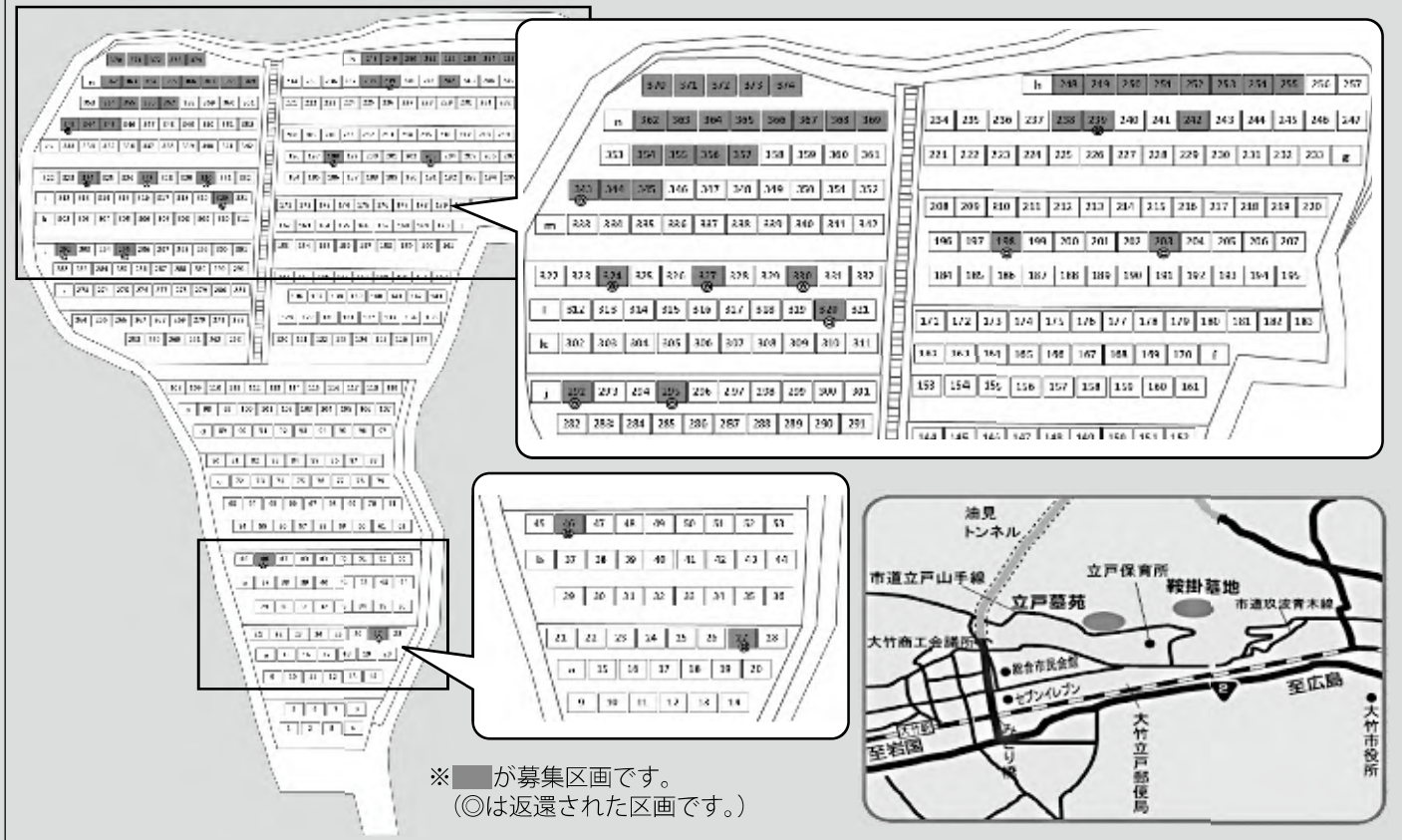
○納付された永代使用料は、許可後5年以内に墓地を返還したとき以外にお返しすることはできません。

立戸墓苑

立戸2



立戸墓苑 (大竹市立戸二丁目)			
区画番号	公募区画数	面積 (縁石を含む)	永代使用料 (1区画あたり)
27	1	2.5㎡	732,000円
46	1	2.5㎡	700,000円
198・203	2	2.5㎡	630,000円
238～255	11	2.5㎡	624,000円
292・295	2	2.5㎡	656,000円
320～330	4	2.5㎡	643,000円
343～374	20	2.5㎡	630,000円



※ が募集区画です。(◎は返還された区画です。)

○使用権は、相続人が承継する以外に移転することはできません。ただし、やむを得ない事由により、親族または縁故者が祭祀を主宰し継承するときはこの限りではありません。

○使用者が住所または氏名を変更したとき、墓地に焼骨を埋蔵するときは、届け出なければなりません。

○次の場合は、使用許可を取り消すことがあります。

①墓地使用条例、規則などに違反したとき。

使用しないとき。ただし、碑標などを設けたときは、この限りではありません。

③使用者の住所が不明となり、10年を経過したとき。

④墓地を他人に転貸または譲渡しようとしたとき。

○墓地が不要になったときは、墓地を原形に復して、市へ返還しなければなりません。

○工作物等の設置は次のとおりです。

①墓碑およびこれに類する施設の高さ 2 m以内

②囲障の高さ 1 m以内(立戸墓苑では、囲障の設置は

認めません)

③盛土の高さ 10 cm以内

○許可した区画内の除草等の維持管理は、使用者自身で行ってください。

○墓碑の構造によつては、地下水が納骨所内に流入する場合があります。

空き区画

○空き区画には、現地に立札(区画番号と永代使用料を記載)を設置しています。

○最新の空き区画については、市ホームページで確認するか、環境整備課に問い合わせてください。